

デイサービスセンターうおずみ運営規程  
(併設型指定通所介護・介護予防通所介護事業うおずみ運営規定)

(目的)

第1条 社会福祉法人誠和会が開設するデイサービスセンターうおずみ（以下「センター」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護・介護予防通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 センターの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また介護予防通所介護においては、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターうおずみ
- 二 所在地 明石市魚住町金ヶ崎1609番地の9

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）  
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員 社会福祉主事1名以上（常勤職員）  
介護職員 4名以上（常勤・非常勤）  
機能訓練指導員 准看護師1名（常勤、看護職員と兼務）  
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名（常勤職員、兼務）  
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時45分から午後5時00分（7時間以上9時間未満）までとする。
- 四 延長サービス時間 随時相談可能とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は30名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護（介護予防を含む）の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所介護・介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用として、500円。
- 二 おむつ代（基本的には持参）として、実費。
- 三 レクリエーション等材料費として、実費。
- 四 その他指定通所介護・介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、明石市、神戸市西区及び稲美町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護・介護予防通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、利用日の心身の状況に応じて家族及び医療機関と連携し対応。
- 三 入浴を利用する際には、利用日の心身の状況に応じて家族及び医療機関と連携し対応。
- 四 給食を利用する際には、利用日の心身の状況に応じて家族及び医療機関と連携し対応。
- 五 送迎を利用する際には、家族のニーズに応じて対応。
- 六 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年5月及び11月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月26日から施行する。

※ 第8条の利用料等については、別紙契約書記載のとおりとする。

附 則

改 定

第5条 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分（6時間以上）までとする。

この改定規定内容は、平成20年4月1日から施行する。

改 定

第5条 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

この改定規定内容は、平成27年4月1日から施行する。

改 定

第5条 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

第5条 三 サービス提供時間 午前8時45分から午後5時00分（7時間以上9時間未満）までとする。

この改定規定内容は、平成28年7月1日から施行する。